

①退職労働者からの就業規則閲覧申出 ②派遣労働者の労働者死傷病報告

問① このたび、当社を

1月末に退職した労働者が、退職金額に不満を示し、退職金規程の閲覧を申し出できましたが、退

質問にお答えします

答① 就業規則について（法）は、労働基準法（以下「法」と略します）106条で、

「常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の方法によつて労働者に周知させなければならない」と規定され、その他の方とは、法施行規則52条の2で、「磁気テープ等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること」と規定され、これについては、「当該記録の内容を電子的データとして取り出し常時確認できるよう、各作業場にパソコン等の機器を設置し、かつ、労働者に当職労働者にも就業規則を閲覧させる義務があるのでしょうか。

お尋ねについて、法の適用を受ける労働者とは、法9条で規定される「事業に使用され賃金が支払われる者」ですから、退職時に支払期日が来ていない賃金等在職時に発生した権利等で時効により請求権が消滅していないものを除き、退職労働者は法の適用を受けません。なお、当社では、各部の部長が就業規則を保管し、希望者に閲覧させています。

問② 当社は自動車部品のメーカーですが、先日、派遣労働者が仕事中にケガをして1ヶ月程度休業する見込みです。当社では再発防止対策を検討中ですが、労災保険の手続きは派遣会社が行うとのことでから、当社で行う事務手続はないと考えて良いのでしょうか。

また、派遣法施行規則42条の規定により、御社は、労働者死傷病報告を労基署に提出した後、その写を派遣元事業者に送付しなければなりません。そして、派遣元事業者は、御社から送付された労働者死傷病報告（写）の内容を踏まえ、派遣元事業者としての労働者死傷病報告を作成し、派遣元事業者の所在地を管轄する労基署に提出するこ

とあります。

場合に見せる方法が「備付」とされるのは、労働者が必要な時に容易に確認できる状態にあることが要件である」（平11・3・31基発169号）と

されていますので、御社で就業規則が容易に閲覧できる状態にあれば、法の周知義務を果たしていることになります。

お尋ねについて、法の適用を受ける労働者とは、法9条で規定される「事業に使用され賃金が支払われる者」ですから、退職時に支払期日が来ていない賃金等在職時に発生した権利等で時効により請求権が消滅していないものを除き、退職労働者は法の適用を受けません。なお、当社では、各部の部長が就業規則を保管し、希望者に閲覧させています。

また、派遣法施行規則42条の規定により、御社は、労働者死傷病報告を労基署に提出した後、その写を派遣元事業者に送付しなければなりません。そして、派遣元事業者は、御社から送付された労働者死傷病報告（写）の内容を踏まえ、派遣元事業者としての労働者死傷病報告を作成し、派遣元事業者の所在地を管轄する労基署に提出するこ

とあります。

お尋ねについて、労災

基準監督署（以下「労基署」と略します）にしますと、労基署による調査が行われ、御社の就業規則の周知方法が適切かどうか確認されますし、当然、その方に退職金規程を閲覧させ説明するよう指導されることになると

お尋ねについて、労災法（以下「派遣法」と略します）の読み替規定で明確にされています。